

陳情第12号

「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」採択に関する陳情書

平成26年4月25日受理

陳情者 ●●●●●●●●●●●●●●●●
奈良弁護士会
会長 中西達也

要旨

特定秘密保護法の廃止または見直しに関する意見書を採択されたくお願い申し上げます。

本文

1 平成25年12月6日、第185回国会において、特定秘密の保護に関する法律（以下、「特定秘密保護法」といいます。）が制定されました。

しかしながら、特定秘密保護法は、以下の問題を有しています。

2 特定秘密保護法の問題点について

(1) まず、特定秘密保護法は、国民の知る権利を侵害するものであり、国民主権原理の観点から見て問題をはらむものです。

すなわち、日本国憲法が採用する国民主権原理のもとでは、国政の重要情報は、主権者である国民のものであります。そこで、国民の知る権利は最大限に尊重されなければなりません。したがって、国家秘密についても、その概念及び範囲が明確に限定されるべきです。

しかしながら、特定秘密保護法が保護の対象とする「特定秘密」の内容は、広範かつ不明確です。また、「特定秘密」の該当性は、行政機関の長の判断に委ねられ、これに対する第三者機関のチェックは存在せず、行政機関の恣意的運用の危険があります。さらに、一旦「特定秘密」に指定されれば、その運用次第では恒久的に秘密とされる危険があります。

このために、国民は、何が「特定秘密」かが秘密であるという状況に置かれます。したがって、特定秘密保護法は、国民主権原理の前提をなす国民の知る権利を侵害するものです。

なお、特定秘密保護法は国民の知る権利や取材の自由への配慮を明文化しているものの、上記の危険はこれだけで解消されるものではありません。

これに関して、アメリカ合衆国の制度等を参考にして作成された国際的ガイドラインであるツワネ原則（「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」）は、政府が秘密指定をすることができる最長期間を法律で定めるべきであることを求めています。特定秘密保護法は、ツワネ原則の求める国民の知る権利を保障するための具体的な規定を欠きます。

(2) また、特定秘密保護法は、近代司法の大原則である罪刑法定主義（いかなる行為が犯罪となり、それに対していかなる刑罰が科されるかについて、あらかじめ成文の法律をもって規定しておかなければ人を処罰することはできないという原則）に反します。

すなわち、特定秘密保護法は、「特定秘密」の故意の漏えい行為だけでなく、過失による漏

えい行為のほか、漏えい行為の未遂や共謀、教唆及び扇動、さらに、特定秘密の取得行為とその共謀、教唆、扇動についても処罰することを予定しています。

このために、国民が、何が罰せられるべき対象かがわからないまま、捜査され、裁判を受けて処罰される危険があり、これは近代司法の大原則である罪刑法定主義の趣旨に反します。

なお、上記ツワネ原則は、内部告発によりもたらされた公益が秘密保持による公益を上回る場合には、内部告発者は報復を受けるべきではないことを求めています。特定秘密保護法は、この点に関する配慮もなされていません。

(3) また、特定秘密保護法は、国民のプライバシー、思想・信条の自由をも侵害する危険を有しています。

すなわち、特定秘密保護法は、特定秘密を取り扱う業務に従事する者に関する情報を調査し、これをもとに適性評価するという制度を設けています。

しかし、その調査事項には、精神疾患、飲酒の節度、信用状態等、通常他人に知られたくない個人情報が多く含まれ、「家族」の個人情報も調査事項の対象とされており、プライバシー侵害の危険が大きいと言えます。

さらに、この適性評価制度が思想調査に活用されれば、個人の思想・信条の自由を侵害し、思想・信条による差別的取り扱いの危険を否定できません。

(4) さらに、特定秘密保護法は、平和主義の観点から見ても問題を有しています。

すなわち、国家秘密のうち国の防衛に関する事項については、国家公務員法、自衛隊法、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法等により、既に保護されており、情報漏えい防止の事後対策も十分行われています。

それにもかかわらず、このたび、特定秘密保護法が制定されたのは、軍事・防衛面での日米の協力関係が深化し、軍事秘密の共有化が進んでいることからの政治的要請に基づくものと考えざるを得ません。すなわち、特定秘密保護法は、国家安全保障会議設置法、国家安全保障基本法案とあわせて、いわゆる「軍事立法」としての基本的性格を有するものと言わざるを得ません。

したがって、特定秘密保護法は、日本国憲法がその原理とする平和主義の観点から見て極めて問題が大きいと言えます。

3 以上の理由により、特定秘密保護法については廃止あるいは見直しを行う必要があると考えますが、国民の声をより反映しやすい地方議会において、特定秘密保護法の廃止または見直しに関する意見書の採択がなされることは、特定秘密保護法の廃止あるいは見直しを実現するに当たって有益かつ重要であると言えます。

実際に、全国の幾つかの地方議会において、特定秘密保護法の廃止または見直しに関する意見書が採択されています。

つきましては、貴会においても、特定秘密保護法の廃止または見直しに関する意見書を採択されたくお願い申し上げます。

以上